

1 管理型埋立地における内水の放射性物質濃度の管理目標値について

◆水面埋立の指定要件

$$\frac{^{134}\text{Cs}(\text{Bq/L})}{60(\text{Bq/L})} + \frac{^{137}\text{Cs}(\text{Bq/L})}{90(\text{Bq/L})} \leq 1$$

国の内水基準と  
しての目安値  
75Bq/L

◆ 内水の放射性物質濃度の管理目標値「10Bq/L 以下」を本市の管理目標値とする。

〔東扇島東緑地の人工海浜に近接することから、国の海水浴場における海水の指針値10Bq/Lを対外的な管理目標値とする〕

2 処分開始の実現を目指した全体の流れ  
(安全性確保、着手のしやすさなどの視点から、次のステップで実現を目指す)

Step1 浮島管理型埋立処分場の排水処理施設の改造  
【H25年度当初の稼働を目指す】

Step2-1 Phase1-1 ごみ焼却灰(ばいじん)(新たに発生する灰)【処分方式:ゼオライト添加】  
【H25年4月分から試験的に埋立開始】

Step2-2 Phase1-2 下水汚泥焼却灰(新たに発生する灰)【処分方式:固化で検証中】  
【有識者委員会において、追加検討事項を確認した後、試験的に処分開始】

- 比較的低濃度

第3保管場所について必要最小限度の整備を行う。  
約5千㎡

- 取扱いが煩雑
- 比較的高濃度

Step3 Phase2-1 保管済みのごみ焼却灰(ばいじん) 一時保管を継続し、適時、適切な処分について検討を進める  
Phase2-2 保管済みの下水汚泥焼却灰

保管済みの焼却灰の処分開始時期については、処分に係る全体費用の平準化などの視点を含め検討

◆平成25年4月以降に発生する焼却灰にあたっては、次のとおり、それぞれの特徴を踏まえた更なる安全対策を検討してきた。なお、平成24年度末までの保管灰については、引き続き対策を検討していく。  
⇒ 安全対策効果の期待度、費用、実現可能性などの視点から、次の処分方式を基本に検討

〔共通〕 ■排水処理施設  
【処理方式】:凝集沈殿等による放射性セシウム吸着

	焼却灰(ばいじん)	下水汚泥焼却灰
新たに発生する灰	<p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 比較的低濃度</li> <li>● 既存施設を活用した放射性セシウムの溶出抑制対策が可能</li> <li>● 比較的軽く水中での安定性が良い</li> </ul> <p>【対策方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 処理センター内で溶出抑制対策を実施</li> </ul> <p>【処分方式】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ゼオライト添加</li> </ul>	<p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保管済みの下水汚泥焼却灰に比べ低濃度</li> <li>● 放射性セシウムは溶出しにくい</li> <li>● 既存施設を活用した焼却灰の水中での安定化対策(固化)が可能</li> </ul> <p>【対策方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● スラッジセンター内で、水中での安定化・重量化を実施(更なる飛散防止対策にもなる)</li> </ul> <p>【処分方式】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 固化で検証中</li> </ul>
保管済みの灰	検討中	検討中

3 下水汚泥焼却灰の再利用について

○下水汚泥焼却灰の再利用については、放射能濃度の推移を注視し、再開時期を判断する。